

## 平成29年度FIT 旅行企画助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、FIT 構想推進協議会（以下「協議会」という。）が、魅力ある地域資源を活用し観光を推進するため、FIT 地域へ旅行を企画する旅行事業者に対し、予算の範囲内において旅行代金の一部を助成することを目的に定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象者は、次に掲げる者とする。

#### (1) 旅行事業者（以下「事業者」という。）

旅行業法に基づき、関係行政機関に登録を行っている旅行業及び旅行業者代理業に従事するもの。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、1人当たり対象経費の3分の1以内とし、宿泊の場合（1泊のみ）1人当たり4,000円、日帰りの場合1人当たり2,000円を限度とする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

### (助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、旅行代金（宿泊、体験、食事（宴会は除く）、バス代金等の費用合計）とする。

### (助成金の対象事業)

第5条 助成の対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 実施期間 平成29年7月14日から平成30年1月31日まで

(2) 旅行形態・内容等

- ①FIT 地域への募集型企画旅行商品であるもの。
- ②FIT 地域外を出発地とするもの。
- ③宿泊の場合は2県以上のFIT 地域内観光施設等に立ち寄るもの。
- ④日帰りの場合は2市町村以上のFIT 地域内観光施設等に立ち寄るもの。
- ⑤FIT 地域内において1回以上の昼食等を手配するもの。
- ⑥公序良俗に反する旅行内容でないもの。
- ⑦広告等において本プランを掲載する際に、FIT の簡単な説明を明記する。
- ⑧旅行商品販売に当たっては、必ず販売額に反映する。
- ⑨旅行者へのアンケート調査を実施する。
- ⑩旅行に関する請求書、領収書（参加人数、利用施設等が確認できるもの）等を提出する。

※今回のツアーを、今後の商品造成に繋げることが望ましい。

※FIT 圏域内でイベント等が開催される場合は、ツアー内容に盛り込むことが望ましい。

### (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、申請書（様式1）に当該様式に定める必要書類を添付の上、協議会会長（以下「会長」という。）へ提出するものとする。

(助成金の認定及び通知)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、内容の審査を行い、認定の可否を認定審査結果通知書(様式2)により通知するものとする。

2 会長は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(変更の承認及び中止の報告)

第8条 前条により認定の通知を受けた事業者(以下「助成事業者」という。)は、当該旅行の内容等を変更しようとするときは、速やかに変更承認申請書(様式3)を会長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除くものとする。

(1) 助成金などの額及び助成対象経費の減少

(2) 催行予定人数の減少

2 会長は、前項の承認をしたときは、変更承認通知書(様式4)により助成事業者に通知するものとする。

3 助成事業者は、当該旅行を中止しようとするときは、事業中止報告書(様式5)を、速やかに会長に提出しなければならない。

(実施報告書等の提出)

第9条 助成事業者は、当該旅行が完了したときは、実施報告書兼振込依頼書(様式6)に該当旅行参加者数及び利用施設等を証明できる書類を添付の上、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び支払)

第10条 会長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類の審査を行い、適合すると認めるときは、助成事業者に対する助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書(様式7)を助成事業者に通知し、助成金を支払うものとする。

また、気象条件その他の助成事業者の責に帰さない理由により助成事業の内容に変更が生じた場合は、その理由を助成事業者から文書をもって聴取し、当該変更が真にやむを得ない事情によるものと認めるときは、申請書どおりに助成事業が実施されたものとして取り扱うことができる。

(助成金の返還)

第11条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年7月14日より施行する。